

認定個人情報保護団体 運営規定

一般社団法人 遺伝情報取扱協会

作成 2022年7月1日（初版）

| | |
|---------------------------|----|
| 第1条 (目的) | 3 |
| 第2条 (用語の定義) | 3 |
| 第3条 (業務の範囲) | 3 |
| 第4条 (対象事業者の範囲) | 3 |
| 第5条 (業務) | 3 |
| 第6条 (実施体制) | 4 |
| 第7条 (責務) | 4 |
| 第8条 (当該規定の作成及び公表) | 4 |
| 第9条 (対象事業者の公表) | 5 |
| 第10条 (対象事業者に対する情報の提供及び研修) | 5 |
| 第11条 (苦情の受付) | 5 |
| 第12条 (苦情処理) | 6 |
| 第13条 (対象事業者への指導、勧告等) | 6 |
| 第14条 (事故等への対応) | 7 |
| 第15条 (対象事業者になるための手続等) | 8 |
| 第16条 (対象事業者を止める際の手続) | 8 |
| 第17条 (対象事業者としての登録の取り消し) | 9 |
| 第18条 (対象事業者等の権利) | 9 |
| 第19条 (対象事業者等の義務) | 9 |
| 第20条 (監査) | 10 |
| 第21条 (個人情報保護委員会への報告) | 10 |
| 第22条 (認定業務の廃止) | 10 |
| 第23条 (規程の変更) | 10 |

第1条（目的）

当該規程は、一般社団法人遺伝情報取扱協会（以下「本協会」という。）が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第47条第1項の規定に基づき、個人情報保護委員会から認定を受けた認定個人情報保護団体として行う業務（以下「認定業務」という。）等について定め、もって認定業務等の適正な実施を確保することを目的とする。

第2条（用語の定義）

当該規定において使用する用語は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和3年8月個人情報保護委員会公表。）、経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護個人情報保護ガイドライン（平成29年3月29日策定経済産業省発表。）及び個人遺伝情報を取扱う企業が遵守すべき自主基準（平成20年3月本協会策定。以下「自主基準」）において使用する用語の定義による。

第3条（業務の範囲）

第1条に定める認定業務の範囲は、個人情報保護法 第47条第2項に基づき、個人遺伝情報を用いた事業に限定する。

第4条（対象事業者の範囲）

本協会が行う認定業務の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次の条件をすべて満たすこととする。

- ① 本協会の会員であること
- ② 自主基準の遵守を誓約すること
- ③ 当該規定の遵守を誓約すること

第5条（業務）

本協会は、本協会の対象事業者が取り扱う個人に関する情報（個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報。以下「個人情報等」という。）の適切な取扱いの確保に資するため、次に掲げる認定業務を行う。

- ① 本協会が行う認定業務の対象となる者の審査及び対象事業者となった者の公表

- ② 個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供（対象事業者において受講を必須とする「必須研修」を含む。）
- ③ 対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情（以下「苦情等」という。）の処理
- ④ 対象事業者に当該規定を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置
- ⑤ 対象事業者において個人情報保護法第 26 条第 1 項に定める個人データの漏えい等の事案（以下「事故等」という。）が発生した場合等への対応
- ⑥ その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

第 6 条（実施体制）

本協会は、本協会内に設置した個人情報保護委員会（以下「内部委員会」という。）において、個人情報保護法第 47 条第 1 項に定められた認定個人情報保護団体としての認定業務を行う。

第 7 条（責務）

1. 内部委員会は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用してはならない。また、内部委員会の責任者を含めた職員又は職員であった者は、正当な理由がない限り、職務に関して知り得た情報を第三者に開示してはならない。
2. 内部委員会は、苦情等の申し出及び事故等の報告に対し、当事者の一方に偏する事なく、また特定のを不当に差別的に取り扱う事なく、公正、迅速、誠実に対応し、解決に向け努力する。
3. 内部委員会は、研修等により苦情等及び事故等の受付・対応を担当する者の育成に努める。

第 8 条（当該規定の作成及び公表）

1. 内部委員会は、第 1 条に掲げる目的を満たす当該規定案を作成し、必要に応じて見直しを行う。
2. 内部委員会は当該規定の制定、改正について、必要に応じて消費者の意見を代表する者その他の関係者若しくは外部有識者から意見を聴取する。
3. 内部委員会は当該規定の制定、改正をしたときは、遅滞なく当該規定を個人情報保護委員会に届け出る。これを変更したときも、同様とする。

4. 前項で届け出た当該規定が、個人情報保護委員会により公表がされた後、内部委員会は遅滞なく適切な方法により当該規定を公表する。

第9条（対象事業者の公表）

1. 内部委員会は、対象事業者の氏名または名称を公表する。対象事業者の追加もしくは削除または公表事項に変更があったときは遅滞なく公表するものとする。

第10条（対象事業者に対する情報の提供及び研修）

1. 内部委員会は、個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項について、以下の方法により対象事業者に対して情報の提供及び研修を行う。
 - ① 対象事業者において受講を必須とする「必須研修」 適切な個人情報等の保護に資する基礎的な内容について研修を実施する。対象事業者は年1回の受講を必須とする。
 - ② 対象事業者への個人情報等の適正な取扱いに関する情報の提供、及びレポート等の送付 適切な個人情報等の保護に資する情報を個人情報法保護委員会等から入手した場合は、速やかに対象事業者に提供する。提供方法は、チャット、メール、ホームページ、講演会等による。
2. 内部委員会は、対象事業者に対する情報の提供の概要を記録し、一定期間これを保存する。
3. 前項に関する記録は、原則的に非公開とする。ただし、対象事業者の正当性を証明するため必要なときは、特定の受講者が識別できない態様に変えて公開することができるものとする。

第11条（苦情の受付）

1. 本協会は個人情報等の取扱いに係る苦情処理業務を実施する。
2. 本協会は、内部委員会に個人情報の取扱いに係る苦情の受付、処理を担当する相談員を1名以上設置する。
3. 内部委員会は、苦情等の処理を行うことを目的に、苦情相談室を設け、苦情の申し出先をホームページ上に公表する。
4. 内部委員会は、苦情の申し出先を変更した際は、遅滞なく当該規定を個人情報保護委員会に届け出る。

第12条（苦情処理）

1. 当協会は、苦情について解決の申出を受けた時は、次の対応を行うものとする。
 - ① 苦情の受付時に、当協会に対して苦情の解決を申し立てる者（以下「苦情申立人」という。）に対して今後の苦情処理手順について説明する。
 - ② 必要に応じ、苦情申立人と対象事業者双方に対し文書若しくは口頭での説明又は資料の提出を求める。
 - ③ 内部委員会にて、苦情内容に応じ、必要な助言を行うとともに、適切かつ迅速な解決に努める。
 - ④ 解決に至らないときは、内部委員会は当該苦情の相手方である対象事業者にその旨を通知してその解決を求めるものとする。
 - ⑤ 内部委員会は受け付けた苦情が取り扱う苦情の範囲を超える場合は速やかにその旨を回答し、他の適切な機関を紹介するよう努める。
2. 前項各号に該当する場合においても、次の場合は苦情の受付をしない。
 - ① 対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情ではない場合。
 - ② 本人又はその代理人以外からの申出である場合。
 - ③ 被害についての損害賠償に関わるものである場合。
 - ④ 訴訟係属中又は訴訟終了後(民事調停等を含む。)の場合。
 - ⑤ 明らかに不当な目的で苦情を申し出ている場合。
 - ⑥ 一事案について再三苦情処理の申出がなされた場合。
3. 対象事業者は、当協会の協力依頼があったときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
4. 対象事業者は、単独で苦情対応を行った場合は、その対応結果を当協会に報告しなければならない。

第13条（対象事業者への指導、勧告等）

1. 内部委員会は、対象事業者に自主基準へ遵守させるために指導、勧告その他の措置を講じる必要があると判断した場合には、外部有識者から意見を聴取する。
2. 前項において、指導、勧告その他の措置が必要である旨の決定を行ったときは、内部委員会は、理事会へ報告する。理事会は、措置の対象となる対象事業者に対して当該措置の内容及び理由を通知し、当該対象事業者に事実関係を含む弁明の機会を与える。
3. 内部委員会は、前2項の手続を経て対象事業者に対して、自主基準を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置を講じる。
4. 内部委員会は、対象事業者に対して、自主基準を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置を講じた状況及び対応結果を記録し、一定期間これを保存する。

5. 前項に関する記録は、原則的に非公開とする。ただし、再発防止等のため必要なときは、対象事業者が特定できないよう配慮したうえで公開することができるものとする。
6. 前々項に関する記録は、当協会が行う遺伝情報適正取扱認定において、対象事業者が審査を申し出た際、内部委員会により審査委員会へ開示されることを正当な理由なくこれを拒むことはできない。

第14条（事故等への対応）

1. 対象事業者は、個人情報等の取扱いにおいて、以下の①及び②の事故等が発覚した場合は、次の（ア）～（カ）の事項について必要な措置を講じ、内部委員会に報告しなければならない。
 - ① 対象事業者が保有する個人情報等のうち第3条に定める業務に関わる個人情報等の漏洩、滅失又は毀損
 - ② 上記①のおそれ

必要な措置

- （ア）対象事業者内部における報告及び被害の拡大防止。個人データ保護管理者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。
 - （イ）事実関係の調査及び原因の究明、漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。
 - （ウ）事実関係の調査にもとづき影響の範囲を特定する。
 - （エ）再発防止策の検討及び実施し、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を速やかに講ずる。
 - （オ）影響を受ける可能性のある本人への連絡等漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。
 - （カ）事実関係及び再発防止策等の公表。漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、自社ホームページ等で速やかに公表する。
2. 上記にかかわらず、対象事業者は、事故等の規模や二次被害発生の可能性などの状況により必要と判断される場合には、事故等の発覚後、内部委員会に対し、速やかに第一報を入れなければならない。
 3. 個人情報等の漏洩等の事案が発覚した場合であっても、次の①および②のいずれかに該当する場合は報告を要しない。（ただし、前項各事項について必要な措置を講ずることを否定するものではない。）

- ① 第3条に定める業務に関わる個人情報等に含まれない個人情報等が外部漏えいした場合
 - ② FAX若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合
4. 内部委員会は、対象事業者において事故等が発生した場合には、理事会へ報告する。
 5. 内部委員会は、事故等への対応状況及び対応結果を記録し、一定期間これを保存する。
 6. 前項に関する記録は、原則的に非公開とする。ただし、事故等の再発防止等のため必要なときは、対象事業者が特定できないよう配慮したうえで公開することができるものとする。
 7. 前々項に関する記録は、当協会が行う遺伝情報適正取扱認定において、対象事業者が審査を申し出た際、内部委員会により審査委員会へ開示されることを正当な理由なくこれを拒むことはできない。

第15条（対象事業者になるための手続等）

1. 対象事業者になろうとする者は、内部委員会へ誓約書を提出する。
2. 内部委員会は、前項の申請書を受理したときは、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認められるときは、理事会へ対象事業者になろうとする者から申請が合った旨を諮る。
3. 理事会の承認をもって、内部委員会は対象事業者として登録し、対象事業者登録簿に記載し、速やかに当該対象事業者に通知する。
 - ① 当該規定の趣旨に賛同し、自主基準に基づき、個人情報等を適切に取扱うこと
 - ② 個人情報保護法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者に該当しないこと
4. 内部委員会は、前項各号のいずれかに適合していないと認められる者に対しては、その旨を申請者に通知する。

第16条（対象事業者を止める際の手続）

本協会の行う認定業務の対象となることを止めようとする者は、内部委員会へ届出なければならない。

第17条（対象事業者としての登録の取り消し）

本協会は、対象事業者が、自主基準及び当該規定に対する重大な違反により、理事会により対象事業者に適合しないと認められるに至った場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事業者としての登録を取り消すことができる。

- ① 申請書記載事項に虚偽の事実が記載されていることが判明したとき
- ② 第19条に規定する義務を怠ったとき
- ③ 本協会の会員でなくなったとき

第18条（対象事業者等の権利）

1. 対象事業者は、個人情報保護法第32条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成28年10月5日公布。）第10条第3号の規定により本人の知り得る状態に置くこととされている認定個人情報保護団体の名称として本協会を用いることができる。
2. 対象事業者は、本協会から個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての情報の提供その他個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な助言を受けることができる。
3. 本協会の対象事業者でない者は、利用者の苦情の解決の申出先として本協会を用いることができない。

第19条（対象事業者等の義務）

1. 対象事業者は、当該規定を遵守しなければならない。
2. 本協会から行う、個人情報等の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての情報の提供のうち、対象事業者に対して「必須研修」としたものを毎年受講しなければならない。
3. 本協会が当該規定を遵守させるために必要な範囲で対象事業者に対して指導、勧告その他の措置を行った場合は、当該対象事業者は、その措置に従わなければならない。
4. 本協会が本人等から対象事業者の個人情報等の取扱いに関する苦情を受けて、当該対象事業者に対して当該苦情の迅速な解決を求めたときは、当該対象事業者は迅速かつ誠実に当該苦情の解決に努めるとともに、その結果について内部委員会に報告しなければならない。
5. 対象事業者は、苦情の申出先に、対象事業者の苦情の申し出先並びに本協会の名称及び苦情解決の申し出先（苦情処理相談室）を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない

6. 対象事業者において事故等が発覚したときは、第 14 条に従い事故対応するとともに、当該対象事業者は迅速に当協会に報告しなければならない。
7. 本協会が、個人情報保護法第 53 条第 2 項の規定に基づき、対象事業者に対して、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めたときは、当該対象事業者は正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
8. 対象事業者は、本協会が行う以下の認定団体業務に要する費用を負担しなければならない。なお、対象事業者の負担額は内部委員会が算定し、決定する。
 - ① 苦情処理に要した費用（外部有識者等への支払いを含む）
 - ② 対象事業者に対する研修に要した一切の費用（施設費等含む）
 - ③ 当該規定の遵守義務に違反した対象事業者に対する必要な指導、勧告その他の措置に要した費用
 - ④ その他活動に伴う必要な費用
9. 前項①号の苦情処理については、苦情解決の申出人からは手数料その他の費用を徴収しない。

第 20 条（監査）

本協会は、認定個人情報保護団体としての適格性を確保するため第 4 条に規定する業務が適切に実施されているか否か、年に一回監査を実施する。

第 21 条（個人情報保護委員会への報告）

本協会は認定業務の実施状況について毎年定期的に個人情報保護委員会へ報告する。

第 22 条（認定業務の廃止）

本協会は、認定業務を廃止しようとするときは、あらかじめ理事会で協議する。

第 23 条（規程の変更）

本協会は、当該規定を変更するときは、理事会の承認のもと個人情報保護委員会に届け出る。

附則、この規則は、本協会が個人情報等の保護に関する法律第 47 条第 1 項及び第 2 項の認定を受けた日から施行する。